

令和3年 第7回 新富町農業委員会会議録

(令和3年 7月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 3 年 第 7 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 3 年 7 月 28 日 (水)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 3 年 7 月 28 日 午後 2 時 00 分 議長 閉会 令和 3 年 7 月 28 日 午後 2 時 30 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	○
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	黒木 義博	×
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	○	13 番	猪俣 忠	×
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		3 番 山口 弘安	4 番 藤井 貞敏			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	×			
	補 佐	福重 和泉	×			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第32号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 ただ今から、令和3年第7回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名であります。定足数に達しております。

議長 6月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、3番 山口弘安 委員、4番 藤井貞敏 委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは現地調査の報告を含め、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■
■■■■ほか全5筆、畑の合計2,586㎡、賃借権設定で経営規模拡大、対価額■■■■円となっております。
つぎに、現地調査についてご報告申し上げます。事務局にて現地を調査した結果、農地として耕作するのに問題のない土地でありました。説明は以上です。

事務局 それでは、その4について説明申し上げます。

 譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■ほか全2筆、畑の合計986㎡、所有権移転で経営規模拡大、対価
額■■■■円となっております。

長友(万) それではその1について、7番長友が現地調査の報告をします。
申請地は市街地内にありますので、転用するのに何ら問題ないと判断しました。以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友(嘉) ありません。

議長 つぎに、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■
■■■ほか全2筆、畑の合計136.23㎡、所有権移転で、申請内容は露天駐車場、申請理由は議案書に記載のとおりです。第2種農地で土地代■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2番 芳野 京子 委員

芳野 それではその2について、2番芳野が報告いたします。

住宅隣接の駐車場ということで、周囲も住宅地でありますので、転用するのに問題ないと判断しました。以上です。

議長 つぎに、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。

譲受人は有限会社■■■■、譲渡人は■■■■さんほか6名、申請地は■■■■■■■■■■ほか全16筆、田の合計3,257㎡、畑の合計802㎡、総計4,059㎡、所有権移転で、申請内容は養鰻施設、申請理由は議案書に記載のとおりです。第2種農地で、土地代■■■■円、坪当たり約■■■■円、なお、申請地の一部に既存施設があるため、一部追認申請となっております。以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 12番 長友 保 委員

長友(保) それではその3について、12番長友が現地調査の報告をします。

養鰻施設の増設ということで、周囲も川に囲まれていますので、追認

部分も含めて転用もやむなしと判断しました。以上です。

議長 ただ今、議案第 29 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第 29 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 29 号については、申請どおり承認されました。したがって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。
譲受人は農地所有適格法人の合同会社■■■■■、譲渡人は■■■■■
さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 3 筆、田の合計 1,995 m²、公告
年月日は令和 3 年 8 月 10 日、対価額■■■■■円で、10 アールあたり■
■■■■円、経営規模拡大で、こちらは水筑祐子委員と井崎誠委員との共
同あっせんとなっております。

議長 ただ今、議案第 30 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 30 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 30 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 議案に入る前に、ここでおはかりいたします。その 1、その 2 については関係する委員がおられますので、まずその 1 及びその 2 について審議及び採決を行い、その後、その 3 以降の審議及び採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、関係する委員には退席して頂きます。

(■■■■ 委員 退席)

議長 それでは、その 1、その 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、その 1、その 2 について説明申し上げます。

その 1 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 336 m²、公告期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、浜田案件となっております。

その 2 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全 2 筆、田の合計 707 m²、公告期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、浜田案件となっております。以上です。

議長 ただいま、その 1、その 2 について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。

議案第 31 号その 1、その 2 について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 31 号その 1、その 2 については承認されました。

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

(■■■■ 委員 着席)

議長 それでは、その 3 から 32 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 から 32 まで、一括して説明申し上げます。
その 3 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全 2 筆、田の合計 1,226 m²、公告期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、新田西案件となっております。

その 4 につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全 9 筆、田の合計 3,798 m²、公告期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日、使用貸借設定で水利費は耕作者負担、経営規模拡大で、個別案件となっております。

その 5 につきましては、譲受人が合同会社■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全 2 筆、田の合計 6,228 m²、公告期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払、日置田案件となっております。

その 6、その 7 につきましては、再設定ですので説明は省略します。

その 8 から 32 につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、別紙様式第 7 号の 2 の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第 31 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 31 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 31 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 32 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。

申請人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、登記地目が畑の 312 m²、申請理由といたしましては、10 年以上耕作されておらず、現在農地以外の土地となっており再生困難で、今後も農地として利用できないためです。以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 芳野 京子 委員

芳野 それでは、2 番芳野が現地調査の報告をします。

現地調査の結果、農地として利用するのは困難であることを確認しました。以上です。

議長 つぎに、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 について説明申し上げます。

申請人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 2 筆、登記地目が畑の合計 641 m²、申請理由といたしましては、10 年以上耕作されておらず、現在農地以外の土地となっており再生困難で、今後も農地として利用できないためです。以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 芳野 京子 委員

芳野 それでは、2 番芳野が現地調査の報告をします。

こちらも農地として利用するのは困難であることを確認しました。

議長 ただ今、議案第 32 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 32 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 32 号については承認されました。したが
いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 以上をもちまして、令和 3 年 7 月 28 日開会の第 7 回新富町農業委員
会定例総会に付議されました案件は、すべて審議終了しました。これ
をもって閉会いたします。お疲れさまでした。

令和 3 年 7 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 山口 弘安

署名委員 藤井 貞敏